

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 濱手 薫

署名委員 土浜 良二

奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年11月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 竹山 和幸 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

12月定例会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第69号 非農地の認定についての決定について
議案第70号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)
議案第71号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和2年第11回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、14番 濱手 委員と15番 土浜 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第66号から71号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第66号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。3条の案件では私の調査報告がありますので先にNo.36以外の案件を審議したいと思います。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第66号の3条許可申請について

NO.33は、譲渡人が所有する5筆で土地、7,277㎡を贈与による所有権移転となります。

取得後は果樹として利用する予定で面積拡大の目的であると考えられます。

NO.34は、譲渡人が所有する2筆で2432㎡の土地を贈与での有権移転となります。

親子関係にあたりまして、タンカンを約15a、野菜を約9a栽培するという計画であります。新規農家でありますので営農計画書が添付されています。

NO.35については、譲渡人が所有する2筆で2409㎡の土地になります。親子間での売買による所有権移転となり、取得地にはパパイヤを栽培する計画で、新規農家となり、営農計画書も添付されています。

NO.37になります。譲渡人が所有する24筆で13859㎡の土地になります。売買での所有権移転となり、取得地にはサトウキビを栽培する計画で、新規農家で、営農計画書も添付されています。

NO.38につきましては、譲渡人が所有する2筆で1325㎡の土地になります。贈与での所有権移転となり、取得地にはサトウキビを栽培する計画で新規農家です。38ページの案件の譲受人が同一となります。

NO.39になります。譲渡人が所有する1筆で1520㎡の土地になります。売買による所有権移転となり、取得地にはサトウキビ、牧草を栽培する計画で、規模拡大のためと判断します。以上6件です。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

7番

(前山委員)

農地法第3条の規定によるNo.33について調査報告をいたします。

11月23日月曜日午前12時前に申請人の親子に現地でお話を聞きました。申請書とおりに間違いありませんという事でございますが、畑全部を

贈与すると贈与税がかかるので2回に分けて申請しております。親から子供に全部譲るという事で間違いありませんのでよろしくお願い致しますという事でございます。以上です。

尚、調査書の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

14番

(濱手委員)

農地法第3条の規定による許可申請書No.34の譲渡人、譲受人、土地について調査報告を行います。11月21日午後1時30分頃譲渡人、譲受人の自宅へ伺いました。譲受人は高齢で耳が不自由とお聞きしましたので、譲受人のご主人と譲受人本人から話をお聞きしました。同じ敷地内に譲渡人、譲受人の住宅はあり、譲渡人は一人暮らしをしていますが、娘さんである譲受人が食事などをつくり同居状態で生活しているとの事でした。そういう中でのこの手続きを行ったとの事でした。

次に土地についての報告を行います。譲渡人、譲受人の自宅のすぐ裏に段々畑があり、その3分の1程度は野菜畑で3分の2程度はタンカンが植え付けられていました。以前から娘さん夫婦が主にこの畑を管理していたという事で周辺は草刈りがきれいにされていました。

調査書の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

2番

(中棚委員)

農地法第3条の規定によるNo.35の、調査報告をいたします。

11月19日午後3時に現地の畑にて竹田笠利分室長と譲受人に会い書類の中身について確認をいたしました。譲渡人は父であり書類の内容、土地の対価等については間違いありませんとの事でした。農業については奥様がメインで行いますという事でございます。

続いて土地の報告をします。申請地は現在、土の天地返しをしてあり後はトラクターを入れるだけですぐに使える状態です。奥様に話を伺いましたら補助事業などを利用し6次産業まで行いたいと言っていましたので、農業への意欲も見られました。農業に従事すること、畑への距離又、周辺の農地などへの影響もなく問題ないと思われれます。

農地法第3条の調査書についても第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番

(前山委員)

農地法第3条の規定によるNo.35の、譲受人について報告いたします。
譲受人に電話したところ奥さんが出ましたが、折り返しの電話があり本人とお話をしました。譲受人と譲渡人は親子であり、申請内容も間違いありませんのでよろしく申し上げますという事でした。

3 番

(肥後委員)

農地法第3条の規定によるNo.37について調査報告をいたします。
受け人について、11月24日午前8時30分、事前に打ち合わせをしてありましたので受け人宅でお話を伺いました。
実家を守って農業を営んでいた兄が事故で急逝したため、親戚全員の話し合いの中、自分が後を継いで農業をすることになり、今年の7月に決意して帰ってきたとの事です。兄の相続人の渡し人も自分たちは農業ができないからと自分に託してくださいました。申請が許可されたら全力で農業を頑張りたい。農地の中には古い水田跡地等も含まれているが改良事業等が行われる時は参加をして良い農地にしたい。まずはサトウキビ作りから始めていきたいので、現在サトウキビの植え付けを先輩農家の方に指導をもらいながら行っているとの事でした。農機具等については営農用の軽トラックと耕うん機がありトラクターはリースで使っているようで順次揃えていきたいとの事でした。いずれにしても意欲的に取り組んでおり問題はないと考えます。委員の皆様のご審議をお願いします。

次に土地について報告します。11月24日9時30分頃笠利分室にて、まず土地の所在確認を致しました。筆数が多いので分室長から協力をもらいながら準備をして午後2時より調査を行いました。2筆は現在サトウキビの植え付け中、6筆はサトウキビが植え付けされている。3筆はサトウキビの種苗をとっていました。1筆はサトウキビ、残りの4筆は水田跡地でしっかり確認はできませんでしたが受け人によると整地をして使いたいと計画中的との事です。以上、調査書の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。
委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

11 番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNo.37について調査報告をいたします。

1 1月21日8時に渡し人に直接電話をして聞くことができました。贈与する受け人は、亡き父の弟でUターンしてきており実家の後継者になるとの事でした。渡し人は父親が他界してから登記が自分名義になっているが、農地の事は所在もわからないし農地は必要ないとのことで、叔父にあたる譲受人に贈与することに間違いのないとの事であります。

委員の皆さんのご審議をお願いします。

3 番

(肥後委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.38について調査報告をいたします。受け人について、11月24日午前8時30分受け人宅において調査を共に行いました。兄の後を継いで農業をすることになったので申請内容に間違いはありません。よろしくをお願いしますとの事でした。

渡し人については、11月24日午前9時に自宅へ伺いましたが申請人は畑に出た後で奥様が対応してくださいました。昨年11月受け人の兄へ同様の申請をして許可をいただきましたが、移転登記がなされてないうちに亡くなられたので、今回後を継ぐ受け人に渡すことにしたとの事で、申請に間違いはありません。よろしくをお願いしますとの事でした。この申請に特に問題はないと思います。

土地について報告します。11月24日、No.37の土地調査と一緒にに行いました。現在、ハウスが建っていますが作物はありませんでした。少し手を入れたら耕作できる状態でした。

調査書の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

15 番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるNo.39の売買の案件について調査報告いたします。受け人について11月20日10時ごろ受け人の自宅で奥さんに話を伺いました。申請地は10年くらい前から借りていて規模拡大のため問題ないと思います。

次に渡し人について報告します。11月20日10時30分頃渡し人の自宅で奥さんから話を伺いました。後継者もいないので売ることにしたそうです。土地の所在及び記載内容に間違いのないとの事でした。

土地について報告します。11月20日11時ごろ現地を見に行きました。申請地は現在サトウキビが栽培されており周辺農地はサトウキビや牧

	<p>草が植えられていました。</p> <p>調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
12番	<p>(寺師委員)</p> <p>3ページの原野は農地扱いでいいのですか。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>よろしいです。原野と言っても50cmくらい高くした土手みたいな場所でありましたが、そこを平らにして今は畑として使っています。現況が畑になっております。</p>
12番	<p>(寺師委員)</p> <p>65ページ、牧草地とありますが、5条の転用ではないですか。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>牧草地は、地目が牧草地になるわけではありませんので畑のままで結構です。転用ではありません。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって議案第66号農地法第3条の規定による許可申請、No.33.3</p>

	<p>4.35. 37. 38. 39の6件については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。議長を交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>(榮会長代理)</p> <p>それでは議案第66号農地法第3条の規定による許可申請、No.36について、を議題といたします。</p> <p>それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>議案第66号の3条許可申請について30ページをお開き下さい。</p> <p>NO.36になります。譲渡人が所有する2筆で2426㎡の土地になります。贈与での所有権移転となります。</p> <p>取得地には野菜を栽培する計画で、新規農家となり、営農計画書も添付されています。</p> <p>いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
<p>10番</p>	<p>(泉委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、No.36の譲受人に11月22日18時10分に話を伺いました。申請書のとおり間違いのないとの事でした。この土地は親からの遺言で譲り受けるという事です。よろしくお願ひします。なお、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。</p>
<p>13番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請、No.36の渡し人と土地について調査報告をいたします。</p> <p>11月19日の午前11時ごろに渡し人の自宅で話を聞いてきました。申請書の内容に間違いは無いとの事で、受け人は実の姉で親から贈与するようにとの事で今回申請したとの事でした。</p> <p>次に土地について説明いたします。36,37ページをお開きください。申請書の土地は2筆で現在一部に野菜が植えてありまた、その他は耕作されて植え付けするだけの状況となっていました。申請地は県道及び住</p>

宅や農地に囲まれています。周辺農地に影響はないもので特に問題はないと考えます。

農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。
委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第66号農地法第3条の規定による許可申請、No.36については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第68号農地法第5条の規定による許可申請No.39について、を議題といたします。この案件については前回の総会で保留になった案件です。それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第68号5条の許可申請No.39について

No.39につきましては、別途資料を配布していますのでご確認ください。
前回保留になった案件でございます。

渡し人の所有する土地、991㎡を受人が賃貸戸兼住宅として使用する
ために譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所市役所から北東に約7kmに位置し周囲は山、畑、雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

保留につきましては、受け人の会社の代表者の確認が取れなかった。申請地に売地としての看板があり、ホームページ上では398万円で売り物件になっていたこと等、調査魅了から保留に至っております。

議長

(榮会長代理)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

事務局

(中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.39について調査報告をいたします。

この申請は、先月総会で申請地地図表示図の所在に間違いがあり、また代表者に直接連絡が取れなかった、また売地の看板や売買金額がホームページに載っていたとの理由から保留になったもので、再度審議するものがあります。

11月19日10時30分に、受け人の事務所に電話で代表者に連絡を取りたいと申し出たら、代表者は出張中で帰りは来週になるという事であったので、私に直接電話してくれるようお願いしました。同日11時58分に代表者から着信があったが、私は他の申請書の調査中であったので、こちらから折り返し連絡する旨を伝えました。12時55分に代表者に電話をしたら、帰りがはっきりしないという事でしたので、電話で申請内容について確認をしたところ、申請書には株式会社の公印が押印されているので間違いのない事であった。奄美市の農業委員会は代表者の確認がないと認可できないのか、他の地区は担当者の説明で承認されているがそういう規約があるのか。また会社としては認可が1カ月遅れることで損益を被っているので保留の説明をしてほしいとの事であったので、説明は農業委員会の事務局に直接電話するように話しました。会社はこの土地に1LDK2戸建てのマリンスポーツを楽しむ人や田舎暮らしを希望する人たち向けに建築したいとの事である。今回の申請書では所在地の表示図は正確に記載されています。委員の皆様のご審議をお願いします。

事務局

(竹田笠利分室長)

第5条申請によるNo.39の譲渡人に10月23日に電話にて申請内容の確認を行いました。土地の所在、面積、金額等に間違いのない事で確認が取れました。先ほど事務局からありましたように現地とホームページを確認させていただいております。ホームページの方はすでに削除されており

まして、売買のページを見ることはできなくなっていました。あと看板の方もすでに撤去されていました。以上です。

13番

(吉委員)

農地法第5条申請によるNo.39の土地について説明いたします。

申請地は10月の総会で保留になり再度調査いたしました。

11月19日午後4時30分に申請地を確認してきました。申請地は集落の裏側に位置し、周辺は住宅やサトウキビが植えてありましたが、集落に隣接しているので仕方がないものと考えます。現在の状況は草に覆われ農業ができる状態でないものと思われます。委員の皆様のご審査のほどよろしく申し上げます。

議長

(榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委

(日高委員)

員

別紙7に仮登記がされていて、1月20日に売買もされていて、ここまで来たらどうしようもないのですか。

事務局

(竹田笠利分室長)

別紙7の仮登記のところの条件を見てもらえばわかりますが、農業委員会の3条の許可または5条の許可を受けたら本登記として名義が変わりますよという事になります。

議長

(榮会長代理)

他に質疑はございますか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第68号農地法第5条の規定による許可申請No.39については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

議長交代

議長

(吉会長)

引き続き農地法第5条の規定による許可申請No.36から38までの3件について、を議題といたします。それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第68号5条の許可申請No.39について

NO.36につきましては、渡し人の所有する土地、197㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は市役所から北東に約3.5kmに位置し、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

NO.37につきましては、渡し人の所有する土地、2筆で419㎡を受人が共同住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は市役所から北東に約5.3kmに位置し、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

NO.38につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で852㎡に受け人が昭和58年ごろに一般住宅を建設したいという事で、追加の認可申請であります。今後このようなことがないようにと、始末書も添付してございます。以上です。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

11番

(中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.36について調査報告をいたします。

11月19日15時30分に受け人に来訪してもらい、直接話を聞くことができました。受け人は現在マンション暮らしをしているが、子供も誕生したので将来、自分の住宅を建築したいとの事であります。土地の所在地や売買価格も確認したが間違いのないとの事であります。

続いて渡し人について調査報告をします。11月19日11時45分に渡し人の事務所を訪問し直接話を聞きました。この土地は会社が市の公売で落札した土地で、今回の売買になったとの事である。所在地売買価格について確認したが間違いのないとの事であります。ただ、総会資料の用水・排水計画で合併浄化槽になっているが、申請地は下水処理整備は完備しているはずだとただしたところ、市に確認したところ間違いであったとの連絡がありました。

次に土地について調査報告します。

11月19日8時30分に現地を確認したところ除草もされおり整地もきちんとしてきている状態で工作物等は何もありませんでした。委員の皆様のご審議をお願いします。委員の皆様のご審議をお願いします。

11番

(中山委員)

第5条の規定による許可申請、No.37について調査報告します。

11月20日16時30分受け人の事務所を訪問し直接話を聞きました。この土地は知り合いの土地で、借家を建設したい旨を話したら了解していただいたとの事です。所在地や価格についても申請書の記載と間違いのないとの事であります。この土地は渡し人が兄弟2人で2筆の連続した土地でありそれぞれ登記簿により対価を分担するとの事であり、土地購入は3筆同時になるとの事でした。委員の皆様のご審議をお願いします。

次に渡し人について調査報告します。

11月20日15時30分渡し人宅を訪問して直接話を聞きました。

この土地は先祖から贈与された土地であり、自分たちは結婚以来、市内の真名津町に生活しており、これまでこの土地で農業はしていないとのことで今回の売買になったとの事であります。渡し人は高齢で体調も思わしくないため、この件は東京にいる娘が話を進めており契約については娘に任しているのでよくわからないと話していました。それで東京在住の娘さんに電話したところ契約事項には間違いのないとの事でありました。

委員の皆様のご審議をお願いします。

1 4 番

(濱手委員)

農地法第5条の規定による許可申請書No.37の譲渡人と土地について調査報告します。11月22日午後2時34分に連絡が取れましたので、直接会って土地売買の件のお話を聞きしたい旨の話をしたところ、鹿児島市におられるという事で、3日後にしか帰らないという事でしたので、電話で回答してもらいました。この書面については記載されているとおり売却価格等には間違いのない事でした。

次に土地について調査報告します。

譲渡されるこの土地は区画整理事業で行われた区画内の一部で空き地になっているところで短い雑草が生えている程度で事前着工等なく問題ないと思います。以上報告します。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

4 番

(榮委員)

農地法第5条の規定によるNo.38の申請について調査報告します。

11月18日午後3時譲受人に直接お会いしてお話を伺いました。昭和57年頃に土地を購入した際、農地法の見識を持たずに家屋を建ててしまい今日に至ったという顛末を伺いました。今回譲渡人の了解のもと贈与の形式において5条申請を行ったという事です。38年の時間を経た後の5条申請となりました事を深くお詫びいたしますとの事でした。

土地につきましては現在も家屋は健在であり申請者の生活が営まれております。以上です。

1 1 番

(中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.38について調査報告します。

11月21日9時に渡し人宅を訪問して直接話を聞きました。この土地は受け人が昭和57年ごろから住居として建築して生活しており、父親は農地法を知らずに今日に至ったとの事であり、今回は父からの遺産相続を受けて登記簿を確認したところ自分名義になっていることに気づき、始末書を添えて受け人に贈与の申請をするとの事であり、

委員の皆様のご審議をお願いします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第68号農地法第5条の規定による許可申請36から38までの3件については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第5

議案第67号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第67号4条の許可申請について、71ページをお開き下さい。

NO.3につきましては、申請人の所有する土地、422㎡を駐車場として使用するための申請でございます。

申請地は都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

京都府に在住しています申請人に11月20日9時45分に内容の確認をしました。

申請人は長いこと島を離れて、空いている土地もあり駐車場として利用したいという事から申請に至ったそうです。電話ではご主人が対応されました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いしたいという事でございます。

7 番

(前山委員)

1 1 月 2 4 日に申請地の確認を行いました。

申請地は都市整備計画区画内土地で周囲は住宅で、申請地は事前着手など認められませんでした。何ら問題はないと思われます。以上です。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第 6 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 6

議案第 6 9 号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第 6 9 号、非農地の認定について 2 件の申請が出ております。

1 1 8 ページをお開き下さい。笠利町の平の 1 筆で 2 5 7 0 m²の土地でございます。

申請地は 3 0 年以上畑として使用していなく、今後も使用しないという事から非農地としての申請です。

1 2 2 ページをお開き下さい。笠利町の佐仁の 7 筆で 1 7 8 9 m²の土地でございます。

申請地は昭和 4 0 年頃から畑として使用していという事から非農地としての申請です。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願ひいた

<p>議長</p>	<p>します。</p> <p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>10番</p>	<p>(泉委員)</p> <p>議案69、非農地認定について、No.3の願い出人の調査報告をします。</p> <p>11月20日10時ごろ申請人に会い話を伺いました。</p> <p>申請地は30年以上にわたって使用しておらず、現在荒れ地となっており、今後も耕作する予定ないという事から申請に至ったそうです。</p>
<p>15番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>議案69、非農地認定について、No.3について調査報告をします。</p> <p>11月20日午前11時30分頃現地を見に行きました。</p> <p>申請地は集落のほぼ中央にあり道路より2～3m下がったところに家を数件建てるために、埋め立時に奥のほうまで土砂を入れたところですが。周りは草が生えていますが農地として利用できると思いませんのでよろしくお願ひします。</p>
<p>11番</p>	<p>(中山委員)</p> <p>議案69、非農地認定について、No.4について調査報告をします。</p> <p>11月20日午前8時30分に願い出人宅を訪問して直接話を聞きました。願い出人は笠利町出身ですが昭和40年ころには名瀬に出て紬業を始めしており、先祖代々の農地は荒らしたままであったとの事。現在は名瀬に住んでおり高齢で農業の後継者もいないので、財産の整理をしていきたいとの事であり。今回の申請書も親戚の方に相談して作成してもらったとの事であり。委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>(南委員)</p> <p>非農地認定について、議案69号No.4の申請の土地についての調査報告をいたします。</p> <p>本人は農業に従事したことがないらしく、畑の場所もはっきりと分からないとの事でした。また、地籍調査も終わっていない場所でしたので、昔の字図と地域の方の情報を元に調査しました。1から4までは山の中にあがり、道もなく上空から撮影してもここら辺に畑があった形跡が在るかなと</p>

思う程度の場所です。5は隣が宅地ですが人は住んでおらず荒れています。申請地も雑木雑草が茂り、周りも似た状況です。6は道路から確認できますが、山の斜面で申請地の周りも雑木雑草で、申請地まで行く道はありませんでした。7は周り一帯を農業委員会が非農地認定しており、あたり一帯農地として活用されている場所はありませんでした。以上で調査報告を終わります。

議長

(吉会長)

いま報告がありました但質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

非農地として許可するとすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号非農地の認定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第7

議案第70号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議案第70号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について奄美市から奄美農業振興地域整備計画、除外に係る意見を求められています。

134ページをお開き下さい、土地の所在は笠利町大字用安の2筆で合計2006㎡でございます。

除外理由は、別荘及び宿泊施設を建設するための農振地域除外申請でございます。

154ページをお開きください、土地の所在は名瀬大字小宿の1筆で合計1538㎡の除外申請でございます。

除外理由は、駐車場・資材置き場・倉庫としての申請でございます。農林水産課の方から補足をお願いしたいと思っております。

農林水産課

(久保田係長)

本申請については、別紙40ページ及び41ページの④にありますように、歯抜け除外Bであり、農地の集団性を分断する除外であります。除外は不適當と思われませんが、代理人の行政書士も、以前に同様の話を市役所から受けているが、委任者よりダメもとで申請してほしいとの事で申請に至っております。農業委員会のご審議をお願いします。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

15番

(土浜委員)

議案第70号№.13について調査報告します。11月20日9時30分頃、申請者の自宅で話を伺いました。この土地は20年以上観葉植物を栽培している人に貸していたが5、6年くらい前に返されてからなんとか農地として借りる人、買う人を探していたがなかなか難しく、このままでは山林になってしまうのではないかと心配して、土地の有効利用を考え農振除外をお願いしたいとの事でした。

続いて土地について報告します。

11月20日午前9時ごろ竹田笠利分室長と現地を見に行きました。

申請地は集落の山手にあり現在は草藪になっていました。山裾で手前以外の周りは原野になっていました。

6番

(西委員)

議案第70号奄美農業振興地域整備計画の変更、除外について

11月20日に現場を見に行きました。すでに駐車場、資材置き場になっております。申請地は周囲が休耕田で、耕作するには困難な状況であります。申請人は農地法を理解していなく、資材置き場等として使用しており大変申し訳ないと話しております。始末書も添付してありますのでご審議をよろしく申し上げますとの事です。以上です。

議長	(吉会長) それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
7 番	(前山委員) No.13の申請ですが、農地を守るのも、有効利用するのも我々の仕事であると思います。地権者が土地の有効利用を図りたいとなれば仕方のないことだとも思います。 農地のへの農道は舗装して何年くらい経っていますか。
農林水産課	(久保田係長) 工事完了年月日が平成27年5月1日で5年前です。 土地改良やスプリンクラーが整備済みであれば何年間は除外転用できないと縛りもあるのですが、農道では何年間はできないという縛りはありません。
1 番	(岸田委員) 本来は上がってこない案件が上がってきたわけですね。
農林水産課	(久保田係長) 窓口では除外できない案件ですと申しております。
議長	(吉会長) 他にご質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 No.13について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (「8名」挙手) 半分の挙手がありましたので、会長判断で行ってよろしいですか。 (全員挙手)

私は承認できません、よって不承認といたしますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

次にNo.14についてお諮りいたします。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手)

よって、議案第70号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については審議の結果、農業委員会の意見としてNo.13は「不承認」、No.14は、「承認とする」として回答することに決定いたしました。

日程第7

議案第71号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第71号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 2年11月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳